

2013年6月11日

各 位

会 社 名 株式会社ジュピターテレコム  
代表者名 代表取締役社長 森 修一  
(JASDAQ・コード4817)  
問合せ先 IR部長 青山 佳弘  
電 話 03-6765-8157

(訂正)「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正について

2013年6月6日付で開示いたしました「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部に訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所につきましては下線を付しております。

記

【訂正箇所】

「I. 1. (1) 変更の理由」

訂正前

<前略>

2013年2月26日付の住友商事及び公開買付者らのプレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付け価格の引き上げに関するお知らせ）」及び2013年2月27日付のKDDI及びNJの公開買付け届出書において公表されておりますとおり、住友商事及びKDDIは、当社を取り巻く事業環境に対する厳しい認識の下、当社の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて当社の持続的な成長を実現するためには、住友商事、KDDI及び当社のアライアンスを更に深化させ、当社を非公開化し住友商事とKDDIの共同経営体制にすることで両社が保有する経営資源をより積極的に投下することを可能にし、特にKDDI傘下のジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）と当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大を含めた各種施策を一層のスピード感を持って取り進めるとともに、当社の非公開化により、上場会社として、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場を意識して、短期的な業績向上のみを目的とするのではなく、より中長期的な視点で研究開発費や設備投資費を含む経営資源を投入することで、画期的な新製品・新サービスに取り組める経営体制を築くことが極めて重要であるという認識に至ったとのことです。

<後略>

訂正後

<前略>

2013年2月26日付の住友商事及び公開買付者らのプレスリリース「KDDI株式会社及びNJ株式会社による株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する共同公開買付けの開始に関するお知らせ（平成24年10月24日公表の公開買付け価格の引き上げに関するお知らせ）」及び2013年2月27日付のKDDI及びNJの公開買付け届出書において公表されておりますとおり、住友商事及びKDDIは、当社を取り巻く事業環境が次第に厳しさを増しているの見通しの下、当社の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて当社の持続的な成長を実現するためには、住友商事、KDDI及び当社のアライアンスを更に深化させ、当社を非公開化し住友商事とKDDIの共同経営体制にすることで両社が保有する経営資源をより積極的に投下することを可能にし、特に

KDDI 傘下のジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）と当社のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大を含めた各種施策を一層のスピード感を持って取り進めるとともに、当社の非公開化により、上場会社として、短期的な業績の推移で企業価値が評価される資本市場を意識して、短期的な業績向上のみを目的とするのではなく、より中長期的な視点で研究開発費や設備投資費を含む経営資源を投入することで、画期的な新製品・新サービスに取り組める経営体制を築くことが極めて重要であるという認識に至ったとのことです。

<後略>

#### 【訂正箇所】

「II. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」

訂正前

<前略>

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種優先株式を694,478分の1株の割合をもって交付されることとなります。なお、当該交付がなされるA種優先株式の数は、「I. 1（1）変更の理由」でご説明申し上げましたとおり、住友商事及びKDDI以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

<後略>

訂正後

<前略>

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付されることとなります。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、「I. 1（1）変更の理由」でご説明申し上げましたとおり、住友商事及びKDDI以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

<後略>

#### 【訂正箇所】

「II. 2.（1）全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」

訂正前

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（2013年8月1日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引き換えに、A種優先株式を694,478分の1株の割合をもって交付するものいたします。

訂正後

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（2013年8月1日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引き換えに、A種種類株式を694,478分の1株の割合をもって交付するものいたします。

以上